

**4月から
国民年金
保険料額が
変わります**

平成20年4月分から月々の保険料が310円引き上げられ、月額14,410円になります。

国民年金保険料を口座振替にするとお得です

保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます

20年度の保険料を一括して前納すると、現金払いでは3,070円の割引ですが、口座振替にすると3,620円の割引となります。(半年分の前納も口座振替が有利です。) なお、現金で前納する場合は、4月に郵送される納付書で、金融機関の窓口やコンビニエンスストアでお支払いができます。(前納の納付期限は4月30日(水)です。)

口座振替での前納は、3月中に社会保険事務所での登録が済んでいることが条件になりますので、口座前納をご希

望の方は、至急お申し込みください。(通常は金融機関で手続きできますが、年度末については、登録が間に合わない場合がありますので、申込用紙に必要事項を記入し、社会保険事務所へ直接お申し込みください。なお、申込用紙には、必ず金融機関で通帳印等の確認を受けてください。) 口座振替日は4月30日(水)となっています。

月々の口座振替にも早割(当月保険料の当月末引落し)制度があります

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)では、割引はありませんが、この早割制度を利用すると、月々の保険料が50円割引となります。なお、保険料の半額免除等の承認を受けている方は、通常の口座振替でのお申し込みとなります。

「クレジットカード」による保険料の納付が可能になりました
クレジットカード納付は、

被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後継続的にクレジットカード会社から社会保険庁に立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示し、直接納付いただく方法ではありません。) クレジットカード納付では口座振替による毎月振替【早割】は適用されません。また1年前納・半年前納の割引額は、現金納付の割引額となります。

「ねんきん特別便」を送付します

社会保険庁では、名寄せ作業を行ったことにより、新たな記録と結びつく可能性のある方から、順次、年金受給者の方、現役加入者の方へと「ねんきん特別便」をお送りすることにしています。これは、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせするものです。

「ねんきん特別便」がお手元に届きましたら、「自身の記録にもれがないか十分に確認し、次のとおり必ず提出してください。

訂正がない場合
「確認がき」の回答欄の「訂正がない」に を付け、はがきを切り取って社会保険業務センターへ返送してください。

訂正がある場合
【年金を受け取っている方】
「年金加入記録照会票」に必要事項を記入し、「確認がき」を切り取らず回答欄の「訂正がある」に を付けてください。

右記の照会票に、年金証書を添えて社会保険事務所へ持参していただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にご連絡をお願いします。
【年金を受け取っていない方】
「年金加入記録照会票」に必要事項を記入し、「確認がき」を切り取らず回答欄の「訂正がある」に を付けてください。

右記の照会票を、同封の返信用封筒で社会保険業務センターへ返送してください。
☎ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」 ☎ 0570 058555 または、大宮社会保険事務所 ☎ 652 4711

一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570 05 1165へ

**男女共同参画
あなたらしく、
わたしらしく**

男女共同参画とは、育休制度の整備や残業の減少などによって、仕事と家庭等の両立ができるよう、男女の働き方の見直しを進めていこうとするものです。自分の私生活と仕事がうまく調和するように改善することを「ワーク・ライフ・バランス」を進めると言います。

ワーク・ライフ・バランスが整ってきた会社では、多くの制度は男性にも適用されますので、男性も家事や育児を行ったり、地域活動に従事したり、自分の時間を持つことが可能になります。ちゃんと仕事をして、しっかりと休養を取る。そしてそれをくり返すという良いサイクルを作る必要があります。それがワーク・ライフ・バランスです。

男性も女性も、それぞれの希望に沿った人生を送るためには、ワーク・ライフ・バランスが必要であり、男女共同参画はこれを推進します。
☎ 人権推進課 内 2241

国民健康保険

4月から変わります！

40歳以上75歳未満の方を対象に、特定健診・特定保健指導が始まります



平成20年度から、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策を取り入れた「特定健康診査(特定健診)・特定保健指導」が始ま

ご利用ください 町役場出張所



毎年3月下旬から4月中旬の間、役場住民課窓口は各種証明書の発行業務等により、大変混雑が予想されます。

町では、南地区に役場ふれあい活動センター出張所、北地区に役場県民活動総合センター出張所を開設し、住民票・戸籍謄抄本や印鑑証明書などの発行、課税証明書や所得証明書など税務証明の発行業務を取り扱っています。これらの証明書を申請の際には、ぜひ最寄りの出張所をご利用ください。ただし、役場でのみ取り扱うものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ

役場ふれあい活動センター出張所
☎ 724-0717
役場県民活動総合センター出張所
☎ 727-0191

ります。

「特定健診」では、生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるため対象者を把握し、「特定保健指導」でその対象者の生活習慣の改善などを指導します。

「特定健診・特定保健指導」は、国民健康保険や社会保険組合などの保険者ごとに実施します。後日対象者へ健診のご案内を郵送しますので、届きましたら健診を受けてください。

義務教育就学前の子どもの自己負担割合が2割に

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、「3歳未満」から「義務教育就学(入学)前」までに拡大され

ます。

ただし、4月からは町が指定する町内の医療機関で受診する場合は、乳幼児医療の窓口支払いが不要になります。(8ページ参照)

3月31日まで

3歳未満

4月1日から 義務教育就学前



2115 町民課国民健康保険係内

忘れていませんか? 国民健康保険の届出

今まで勤めていた会社を退職し、健康保険がなくなってしまう方は国民健康保険への加入、また、国民健康保険だった方が就職をし、会社等の健康保険に加入した場合は国民健康保険からの脱退の手続きが必要になります。

会社や健康保険組合から、国民健康保険への連絡はありませんので、必ず届出をしてください。

特に、国民健康保険に加入する方は、しばらく期間をおいて届出をした場合でも、加入日と保険料は、以前の健康保険を喪失した日までさかのぼりますのでご注意ください。

同じ世帯で次の表にあてはまるときは、その都度必ず届出をしてください。

2115 町民課国民健康保険係内

* 国民健康保険に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書・印鑑
子どもが生まれたとき	印鑑
会社の健康保険を、本人または被扶養者が抜けたとき	会社の健康保険を、本人または被扶養者が抜けた証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

* 国民健康保険から抜けるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証
会社の健康保険に、本人または被扶養者として入ったとき	国民健康保険証・会社の健康保険証(保険証未交付の場合は、加入したことを証明するもの)
国民健康保険の加入者が死亡したとき	印鑑・保険証
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書

* その他

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わったとき	保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯を一緒にしたり、分けたりしたとき	
保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	印鑑・本人確認できるもの(運転免許証や納税通知書)
退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書・印鑑